広報みはま

今年の年は♪ めでたい年で♪

美し美浜の地域愛

Feb.2021
2
No.601

主な記事

■ 令和3年美浜町成人式　P 2～3
■ 美浜町人事行政の運営等の状況を公表します　P 4～6

祝 令和3年 美浜町成人式

記念品を受け取る石丸七夕佳さん

答辞を述べる岩本大輔さん

式典終了後に上映された恩師からのビデオレター

受け付けでは感染症対策を徹底

1月10日に、令和3年美浜町成人式がなびあすで行われました。

今年、成人を迎えたのは、平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた92人の方々です。

式には、色鮮やかな振袖や新しいスーツを着た若者たちが出席し、厳粛な雰囲気の中で式典が行われました。

式典では、戸嶋町長をはじめ来賓の方々から新成人へお祝いの言葉が贈られ、その後、新成人を代表して岩本大輔さん（菅浜）が「美浜で生まれたことに誇りと自覚を持ち、未来へ向けて一歩一歩、力強く歩んでいくことを誓います」と答辞を述べられました。

今年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、例年、式典後に実施している成人式実行委員会主催のレセプションが中止となり、代わりに中学時代の恩師からのビデオレターが上映されました。

新成人らは、恩師からのビデオレターを見て懐かしんだ後、旧友たちと近況報告や写真撮影等をしながら、再会を喜び合っていました。

新成人の抱く思い

①将来の夢は？
②美浜町について思うことを教えてください。

interview

平岡 海夏太 さん (早瀬)

①今は会社に勤めておりますが、将来的には独立して音楽を仕事にしたいと考えています。
②人々のつながりが深く、人の温かさを感じる町だと思います。

橋本 梨央 さん (久々子)

①大学で心理学について学んでいます。臨床心理士の資格取得を目指して頑張っています。
②人は温かく、自然が豊かで食べ物がとてもおいしいです。

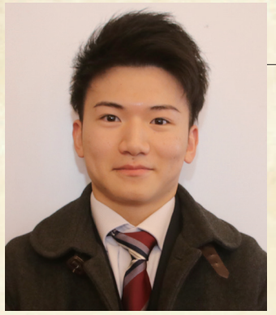

岸下 航基 さん (新庄)

①金融関係の仕事をしており、証券関係の資格取得を目指しています。
②地域密着型の仕事なので、普段から地元の方の温かさやつながりの深さを感じています。

小嶋 十和 さん (小倉)

①大阪で美容師を目指して頑張っています。
②コロナの影響であまり帰ってこられませんが、美浜はとても暮らしやすく、安心して落ち着ける町だと感じます。

美浜町人事行政の運営等の状況を公表します

町では、人事行政について、町民の皆さまに運営状況を明らかにしながら、更なる適正化を進めています。

条例や町議会における予算の審議を通じて公表していることとあわせて、町民の皆さまにより一層ご理解いただくため、今月号では人事行政の運営等の状況をお知らせします。

※お問い合わせ先
町総務課(担当・上野) ☎32－6700

1．人件費 (普通会計決算) 人口は令和2年3月31日現在

区　分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	30年度(参考)
令和元年度	9,324人	94億1,583万円	13億8,296万円	14.7%	15.2%

※普通会計とは、一般会計に診療所事業特別会計と道路用地取得事業特別会計を加えたものです。

2．職員給与費 (普通会計決算)

区　分	職員数(A)	給　与　費				1人当たり給与費(B/A)
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和元年度	182人	6億297万円	9,377万円	2億4,169万円	9億3,843万円	515万円

※特別職及び公営企業等会計部門を除く。

3．ラスパイレス指数 (令和2年4月1日現在)

区　分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ラスパイレス指数	93.7	93.2	93.9	94.1

※ラスパイレス指数とは、国の給料を100とした場合における美浜町の給料の指数です。

4．初任給 (令和2年4月1日現在)

区　分		美浜町	福井県	国
一般行政職	大学卒	171,700円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円

5．学歴・経験年数別平均給料月額 (令和2年4月1日現在)

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	244,466円	289,700円	315,875円
	高校卒	224,150円	247,150円	280,733円

6．平均給料・平均給与月額及び平均年齢 (令和2年4月1日現在)

区　分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	290,498円	328,925円	40.5歳

※給与月額は、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

7．期末・勤勉手当 (令和元年度支給割合)

区　分	6月期	12月期	計
期末手当	1.30　月分	1.30　月分	2.60月分
勤勉手当	0.925　月分	0.975　月分	1.90月分

8．職員手当 (令和2年4月1日現在)

区　分	内　容
扶養手当(月額)	子　10,000円 その他扶養親族　6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき、5,000円を加算
住居手当(月額)	賃貸住宅に居住する職員で16,000円を超える家賃の額に応じ、最高28,000円まで
通勤手当(月額)	＜通勤のため公共交通機関等を利用＞ 1か月当たりの通勤に要する運賃等の額に相当する額(運賃等相当額)が ①55,000円以内の場合→運賃等相当額 ②55,000円を超える場合→55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 ＜通勤のため自動車を利用＞ 通勤距離2㎞以上で距離に応じて2,000円から31,600円まで
宿日直手当(1回)	4,400円　※5時間未満の勤務の場合 2,200円
管理職手当(月額)	・総務課長　57,800円 ・総務課長以外の課長級の職員　49,500円 ・参事、総務課長補佐、保育所長　5級　39,700円 4級　37,700円

9．特別職の給料、報酬等 (令和2年4月1日現在)

区　分	町　長	副町長	教育長	議　長	副議長	議　員
給料・報酬月額	850,000円	670,000円	560,000円	300,000円	245,000円	235,000円
期末手当支給割合	3.40月分			3.10月分		

※期末手当は、給料・報酬月額に役職加算を乗じたものを基礎額とします。
※上記の公表金額は、税や各種保険料等を引く前の金額で、いわゆる手取り額ではありません。

10．部門別職員数 (令和2年4月1日現在)

区　分		職　員　数		対前年増減数
部　門		令和元年	令和2年	
一般行政	議　会	3	3	
	総務・企画	42	38	▲4
	税　務	8	8	
	民　生	52	53	1
	衛　生	18	13	▲5
	労　働	0	0	
	農林水産	9	9	
	商　工	8	8	
	土　木	10	12	2
	小　計	150	144	▲6
特別行政	教　育	26	25	▲1
	消　防	0	0	
	小　計	26	25	▲1
公営企業等	水　道	5	5	
	下水道	2	3	1
	その他	7	8	1
	小　計	14	16	2
総　合　計		190	185	▲5

※条例に定められている職員定数は250人

11．職員数の推移状況 (令和2年4月1日現在)

区　分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
職　員　数	191人	192人	190人	185人
対前年増減数	0	1	▲2	▲5

12. 職員採用候補者試験の実施状況（令和元年度分）

①一般試験

種 類	試験区分	公告日	申込受付期間	試験日		最終合格発表日
				第1次試験	第2次試験	
高校卒業程度	事　務 保育士 土木技師	令和元年7月1日	令和元年 7月18日～8月8日	令和元年 9月22日	令和元年 10月27日	令和元年 11月13日

種 類	試験区分	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験		競争倍率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
高校卒業程度	事　務	3	19	13	6	6	6	2.2
	保育士	若干名	5	4	3	3	1	4.0
	土木技師	2	1	1	1	1	1	1.0
	計		25	18	10	10	8	

②一般試験（追加募集）

種 類	試験区分	公告日	申込受付期間	試験日	最終合格発表日
高校卒業程度	土木技師 保育士	令和元年11月20日	令和元年 11月20日～12月9日	令和元年 12月22日	令和元年 12月27日

種 類	試験区分	採用予定数	申込者数	受験者数	合格者数	競争倍率
高校卒業程度	土木技師	1	0	0	0	－
	保育士	若干名	3	3	1	3.0
	計		3	3	1	

13. 職員の勤務時間等の状況（令和元年度分）

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで

※公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員（保育園等）は、上記以外の勤務時間の割り振りとなります。

14. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

◆ 分限処分の状況　（令和元年度分）

降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
0人	0人	2人	0人	2人

※分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことをいいます。

◆ 懲戒処分の状況

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
0人	0人	0人	0人	0人

※懲戒処分とは、職務上の義務違反等公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことをいいます。

15. 職員の福祉及び利益の保護の状況

（令和元年度分）

◆ 職員の健康管理の状況

職員の健康の保持増進を目的とした健康診断等の厚生事業は、労働安全衛生法等に基づき実施しています。

内容	受診者数	決算額
定期健康診断	240人	1,880,576円
人間ドック	35人	378,000円

◆ 公務災害発生状況

職員が仕事中や通勤途中でけがをしたり、仕事が原因で病気になったりした時は、原則として公務災害として取り扱います。

町長部局	議会事務部局	教育委員会事務部局	左記以外	計
0人	0人	0人	0人	0人

※その他の詳細な項目については、町のホームページで公表しています。

所得税の確定申告は
2月16日(火)から3月15日(月)まで

e-Tax　さらに便利に使いやすく 国税電子申告・納税システム

■ お問い合わせ先　敦賀税務署 ☎22－1010

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続きです。

申告が必要な方は、期間中に必ず申告書を提出してください。

●会場　敦賀税務署

●時間　午前9時～午後4時

※ご自身で作成された還付申告書は1月から受け付けをしています。

■令和2年分のみの特例

公的年金を受給されている方やサラリーマンの方で所得税が還付される方については、2月1日から申告相談を受け付けます。

【確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です】

敦賀税務署では、申告会場の混雑緩和を図るため入場整理券を発行しています。

入場整理券は、敦賀税務署にて当日配付するほか、国税庁の「LINE公式アカウント」から事前に発行できます。

■確定申告が必要な方

●事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方等で所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

●給与の年収が2,000万円を超える方や、主たる給与以外の給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方等

●公的年金等の収入金額が400万円を超える方や、年金所得者で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

■確定申告により所得税が還付される方

次のいずれかに該当し、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付申告により納め過ぎた税金が還付されます。

●「雑損控除」を受ける場合

●「医療費控除」を受ける場合

●「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」を受ける場合　等

■電話相談センターをご利用ください

確定申告等の質問・相談に、国税局の職員がお答えします。

敦賀税務署に電話 ☎22－1010

●確定申告に関する質問・相談　→『0』を選択

「確定申告コールセンター」を開設　1月14日(木)～3月15日(月)

■マイナンバーの記載にご注意ください！

令和2年分の確定申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

●本人確認書類の例

・マイナンバーカード

・通知カードと運転免許証等

※申告書等へのマイナンバーの記載は、申告者本人のほか、控除対象配偶者、扶養親族等も必要です。

※e-Taxでの提出には、本人確認書類の提示等は不要です。

国税に関するマイナンバーの詳しい情報は、国税庁のホームページからご確認ください。

QRコード

パソコン・スマホで「自宅から」確定申告!!

新型コロナウイルス感染防止のため、ぜひご活用ください！

町と税務署では、国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp の「確定申告書等作成コーナー」を活用した申告書の作成と、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」の利用を推進しています。

ステップ① 国税庁ホームページへアクセス

ステップ② 申告書を作成

ステップ③ e-Taxで送信して提出

印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます

メリット

①税務署に行く必要がなく、24時間いつでも利用可能です。

②自動計算されるので、計算間違いがありません。

③データを保存すれば、いつでも作業を再開できます。また、保存したデータは翌年以降も利用できます。

※マイナンバーカードとICカードリーダライタをお持ちの方または税務署が発行したID・パスワードをお持ちの方は、e-Taxを利用して作成した申告書等を税務署に送信できます。また、町役場の申告会場に専用端末を設置していますので、ご利用ください。

住民税(町県民税)の申告は　2月16日(火)から3月15日(月)まで

町では、2月16日から令和3年度住民税(町県民税)の申告受け付けを始めます。

住民税(町県民税)申告が必要な方は、期間中に必ず申告を行ってください。

今回の申告受け付けでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染リスクの軽減を図る対策を講じて実施します。皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、受付体制を急きょ変更することがありますので、ご了承ください。

■地区別受け付けについて

今回の申告受け付けでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、地区ごとに受付日を割り当て、「地区別受け付け」を実施する予定です。

●会場　役場 町民プラザ

●時間　午前9時から11時まで
　　午後1時から4時まで

地区別受け付けの日程は次のとおりです。原則、各地区の指定日にお越しください。

また、指定のない日については、全集落の方が受付対象です。

■延長受け付けについて

申告受け付けの時間内にお越しいただけない場合は、延長受け付けをご活用ください。

●日程　2月18日(木)、26日(金)
　　3月4日(木)、9日(火)

●時間　午後5時30分から8時まで

※午後7時30分までに会場へお越しください。

※延長受け付けは、住民税の申告に限ります。確定申告の受け付けはできません。

■住民税(町県民税)の申告受付会場・日程

申告期間	会　場	受付時間
2月16日(火)～3月15日(月) (土、日、祝日除く)	町役場1階 町民プラザ	午前9時～11時
		午後1時～4時

※2月16日(火)、17日(水)に限り、税理士による申告指導を行います。なお、税に関する相談は受け付けていません。

※所得税の確定申告は、内容によっては敦賀税務署での申告となります。

※福井税務署(福井市春山1－1－54・☎0776－23－2690)では、2月21日(日)と28日(日)に、閉庁日対応として確定申告書用紙の配付や申告相談、確定申告書の収受及び納付相談を行います。

【地区別受け付け 日程表】

日　程	指定地区
2月18日(木)	佐田
19日(金)	坂尻・山上・太田
22日(月)	北田・菅浜
24日(水)	竹波・丹生・けやき台
25日(木)	河原市・麻生
26日(金)	南市
3月1日(月)	和田・木野・佐柿 中寺・宮代・小三ケ
2日(火)	野口・佐野・上野 興道寺
3日(水)	新庄・雲谷
4日(木)	小倉・栄
5日(金)	早瀬・笹田・気山
8日(月)	日向
9日(火)	大藪・金山・久保
10日(水)	郷市・松原
11日(木)	久々子・矢筈

【地区指定のない日】
2月16日(火)、17日(水)
3月12日(金)、15日(月)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、受付体制を急きょ変更する可能性があります。

■申告が必要な方

◆令和3年1月1日現在、美浜町に居住し、次に該当する方

●令和2年中に所得のあった方

※所得が給与や公的年金だけで、支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は、申告の必要はありません。

●所得がなくても町役場から申告案内の送付があった方
(国民健康保険加入者等)

◆申告に必要なもの

●印鑑

●マイナンバーカード
(カードを持っていない方は、通知書と運転免許証等)

●令和2年分源泉徴収票(給与、年金)

●収支内訳書、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産)

●社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書

●生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払証明書

●医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(領収書等明細の分かるもの)、医療費通知書

●寄附金控除を受ける方は、寄附金受領証明書

●町役場、敦賀税務署から申告案内の送付があった方については、送付された書類

●利用者識別番号をお持ちの方は、番号が分かるもの

■国民健康保険加入者の皆さまへ

町が発行している「医療費通知書」には、10月診療分までしか表記しておりません。10月以降の医療費については、明細書の作成が必要となります。

■申告での注意点

◆次に該当する方は、あらかじめ書類をご準備の上、申告をお願いします。

●営業所得や農業所得のある方は、収入金額及び経費等をまとめて、収支内訳書を作成してください。

●医療費控除を受ける方は、令和2年中に支払った医療費等をまとめて、医療費控除の明細書を作成してください。

※様式は町ホームページからダウンロードできます。

※医療費通知書を添付する場合、医療費控除の明細書の記載を簡略化でき、医療費の領収書保存も不要となります。

◆町役場の申告会場では、住民税(町県民税)申告のほか、所得税の確定申告も受け付けますが、次に係るものについては、敦賀税務署での申告となります。

●営業所得の青色申告

●株式等の譲渡所得

●土地、建物等の譲渡所得(公共事業によるものを除く)

●初年度の住宅借入金等特別控除

●損益通算、繰越控除

～来場される方へのお願い～

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告会場にご来場される皆さまには、下記の点に気を付けていただきますようお願いします。

●マスクの着用を徹底してください。

●せき・発熱等の症状のある方、体調のすぐれない方は、来場をご遠慮ください。

※受付時の検温で37.5度以上の発熱が確認された場合は、申告受け付けをお断りさせていただきますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】
町税務課(担当・田辺)
☎32－6702

美浜発電所の状況について

町議会が美浜発電所3号機の再稼働に同意

12月18日、町議会は全員協議会で美浜発電所3号機の再稼働について同意を決定し、同日、竹仲議長から戸嶋町長へ議会同意が報告されました。

美浜発電所3号機では、福島第一原子力発電所事故を踏まえて定められた新規制基準に適合するための安全性向上対策工事が9月18日に完了しており、10月16日には、国から町に再稼働に対する理解と協力について要請を受けています。

このことから町では、再稼働の是非について判断するため、10月19日の町議会臨時会において、議会での審議を依頼しました。これを受けて、町議会では、経済産業省資源エネルギー庁、原子力規制庁、内閣府及び関西電力から説明を受け、勉強会や意見交換会を実施するとともに、美浜発電所の現地視察を実施し、再稼働についての協議を進めてきました。

これらの協議内容を踏まえて、12月町議会定例会において、再稼働を求める請願を採択するとともに、再稼働に伴う国への要望をまとめた意見書案について可決しました。

意見書案の可決に伴い、竹仲議長や議会原子力発電所特別委員会の川畑委員長らが、経済産業省や内閣府を訪れ、発電所の安全確保や防災体制の強化、立地地域振興等について要請しました。

その後、国からの回答を全員協議会で報告した上で再稼働について協議し、同意が決定されました。

↑竹仲議長（右）から報告書を受け取る
戸嶋町長（左）

大飯発電所の設置変更許可に係る大阪地裁判決について

12月4日に、大阪地方裁判所において「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」のとおり経験式が有するばらつきを考慮して、これに基づき算出された地震モーメントの値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について検討していない」として、大飯3・4号機の設置変更許可を取り消す判決が出されました。

この判決を受けて、原子力規制委員会では「基準地震動の策定に係る審査においては、基準地震動が敷地及び敷地周辺の地域的な特性を踏まえて、地震学及び地震工学的見地に基づく総合的な観点から不確かさを十分に考慮して策定されていることを確認し、妥当なものであると判断している」とする見解を示しました。国側は、12月17日に裁判所の判断に受け容れ難い点があるとして控訴をしています。

また、町では、12月18日に原子力規制庁の山本哲也地域原子力安全調整官から判決内容や同庁の審査に係る考え方等について説明を受け、不確かさを十分に考慮した、より厳しい条件での審査が実施されており、耐震基準の安全性に問題はないと理解しています。

原子力規制委員会の見解については、次のとおりです。

基準地震動の策定に係る審査について

令和２年12月16日
原子力規制委員会

1. 基準地震動の策定に係る審査の基本的考え方

●基準地震動の策定に係る審査は、設置許可基準規則及びその解釈に適合するか否かを地震ガイドを参照しながら行うものであり、基準地震動が、地震動評価に大きな影響を与えると考えられる不確かさを考慮して適切に策定されていることを、地震学及び地震工学的見地に基づく総合的な観点から判断している。

●この基準地震動の策定過程において用いられる地震モーメントは、経験式を用いて求められることがある。複雑な自然現象の観測データにばらつきが存在するのは当然であり、経験式とは、観測データに基づいて複数の物理量等の相関を式として表現するものである。

●内陸地殻内地震の地震動評価で一般的に用いられている経験式は、入倉・三宅式である。同式は、震源断層面積と地震モーメントとの関係を一意的に示す経験式であり、強震動予測レシピを構成する関係式の一つである。強震動予測レシピを用いて地震動評価を行う場合には、強震動予測レシピに示された関係式及び手順に基づいて行っていることを審査で確認している。また、その際、強震動予測レシピに示されていない方法をとる場合には、その方法に十分な科学的根拠を要する。

●審査では、入倉・三宅式を用いて地震モーメントを計算する際、式の基となった観測データのばらつきを反映して計算結果に数値を上乗せする方法は用いていない。このような方法は、強震動予測レシピで示された方法ではなく、かつ、このような方法の科学的根拠を承知していないからである。

●基準地震動の策定に係る審査においては、以上のような考え方により、総合的な観点から、基準地震動の妥当性を判断することとしている。

2. 大飯発電所の基準地震動の策定に係る審査

●大飯発電所の基準地震動（「FO-A ～ FO-B ～熊川断層による地震」の地震動評価）の策定に係る審査においては、基準地震動が、1. に示した基本的考え方に基づき、敷地及び敷地周辺の地域的な特性を踏まえて、地震学及び地震工学的見地に基づく総合的な観点から不確かさを十分に考慮して策定されていることを確認し、妥当なものであると判断している。

●具体的には、震源断層面積の設定にあたっては、「FO-A ～ FO-B 断層」と「熊川断層」との間には、約 15km の離隔があるものの、敷地の前面に位置しており連動させた場合に地震動評価への影響が大きいことなどから、連動を考慮して震源断層の長さを保守的に設定していること、震源断層の上端・下端から求まる震源断層幅も保守的に設定していることを確認している。入倉・三宅式を適用して求められた「FO-A ～ FO-B ～熊川断層による地震」の地震モーメントは、その結果、十分に保守的なものとなっている。

●この地震モーメントを用いた基本ケースの地震動評価においては、地震動評価に大きく影響するアスペリティを断層浅部に設定していること、さらに不確かさケースとして、短周期の地震動レベルを 1.5 倍としたケース、断層傾斜角の不確かさに伴い地震モーメントが大きくなるケース、断層が敷地の極近傍に位置することを踏まえ不確かさを重畳させたケース等を設定していることなど、各種の不確かさを十分に反映した地震動評価を行っていることを確認している。

出典：第 45 回原子力規制委員会（令和２年 12 月 16 日開催）で審議され、公表された資料より抜粋

【参考】大飯発電所 3･4 号炉の基準地震動

出典：第 198 回福井県原子力環境安全管理協議会（平成 29 年３月 27 日開催）資料より抜粋

◆大飯の地下構造の調査等に基づき、断層上端深さを申請当初の４kmより浅い３kmで評価。

◆敷地の前面に存在する FO－A ～ FO－B 断層と熊川断層の間に断層の有無が不明瞭な区間が相当あり、連動破壊を否定することは難しいことから、敷地に与える影響が大きくなるよう、申請当初の FO－A ～ FO－B 断層の２連動（断層長さ 35.3km、マグニチュード 7.4）ではなく、熊川断層の連動も考慮した３連動（断層長さ 63.4km、マグニチュード 7.8）を基本ケースとして評価。

◆基本ケースに加え、短周期の地震動レベルなどの不確かさを考慮したケースを設定し評価。さらに、震源が敷地の極近傍に位置することから、短周期の地震動レベルの不確かさと破壊伝播速度の不確かさを重畳するケースを設定し、評価。

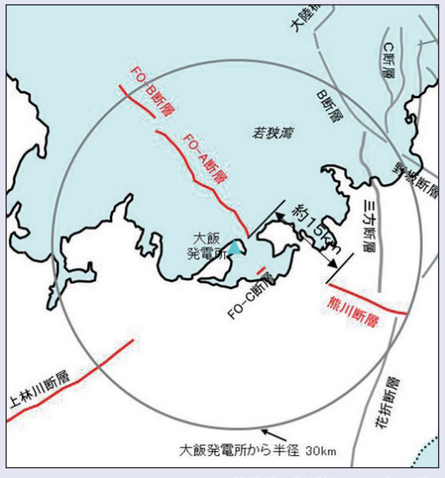

（出典：関西電力説明資料に加除修正）

原子力規制委員会では、不確かさを十分に考慮して、保守的に策定されていることを確認し、基準地震動の策定に係る審査が妥当なものであると判断しています。

美浜発電所での事故に備えた広域避難計画（美浜地域の緊急時対応）を策定

美浜発電所での事故を想定した広域避難計画が、1月5日に開催された国の福井エリア地域原子力防災協議会で取りまとめられ、同月8日に官邸で開かれた原子力防災会議（議長・菅義偉内閣総理大臣）により了承されました。

広域避難計画は、原子力災害時に屋内退避や避難等の防護措置が必要となる30km圏内の地域として、福井、滋賀、岐阜の3県10市町の住民、約27万9千人を対象としています。

これまでにも、県や町において避難計画が策定されていましたが、今回は30km圏全域を一体的に検証し、国が取りまとめた計画となっています。

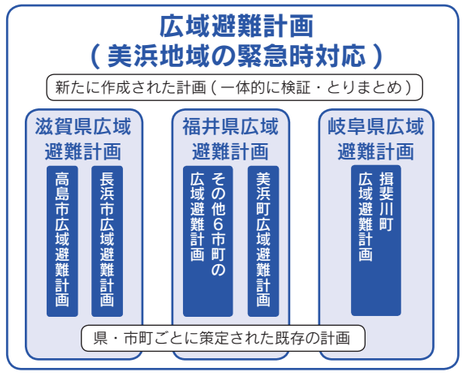

↑テレビ会議を活用して開催された協議会（提供 内閣府）

福井エリア地域原子力防災協議会は、内閣府や関係省庁、3県等で構成され、計画内容の検討を続けてきました。

5日に開催された協議会は、関係機関をテレビ会議でつないで行われました。協議会には、戸嶋町長をはじめとした対象市町の首長等もオブザーバーとして参加し、計画に対応できる避難道路の整備等、計画策定について意見を述べました。

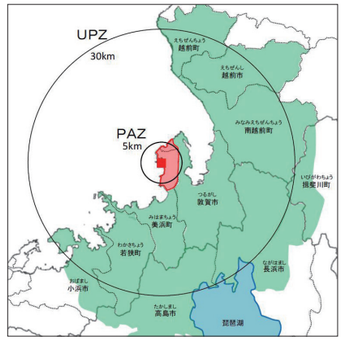

↑美浜発電所から半径30km圏内の市町

計画では、おおい町と大野市を町の広域避難先としており、町内地区や福祉施設ごとの避難先施設や避難経路、避難手段のほか、直ちに避難することが困難な避難行動要支援者の防護措置についても定められています。

今後は、本計画の住民への周知や原子力防災訓練の実施により、計画の実行性を検証しながら、継続的に計画の充実・強化を図っていきます。

【広域避難計画の主な内容】
- 原子力災害時の屋内退避、避難等の防護措置の手順
- 住民への情報伝達体制
- 30km圏内市町の広域避難先、避難経路、移動手段
- 避難行動要支援者、福祉施設入所者等の防護措置
- 安定ヨウ素剤の配布方法や避難退域時検査（スクリーニング）の候補地の選定
- 自然災害等の複合災害を想定した防護措置
- 新型コロナウイルス等、感染症流行下での防護措置

【美浜町の広域避難先】

■避難先市町の決定
避難先市町については、事故発生時の状況（放射性物質放出時の風向きや道路状況等）により決定されます。

■避難先の多重確保
複合災害等により両市町への避難が困難となった場合は、国及び県が代替の避難先を確保します。（県内または関西圏の自治体）

飼育ルール・マナーを守って ペットとの幸せな暮らしを

美浜の環境シリーズ135 environment

犬や猫等のペットは、家族の一員として私たちの生活に多くの安らぎと潤いを与えてくれます。しかしその一方で、ペットに関するさまざまなトラブルも多く発生しています。

今回は、ペットと人が快適な環境で暮らし、一生を幸せに過ごしていくために守るべき飼育ルール・マナーについてご紹介します。

必ず守ろう飼育ルール・マナー

■飼い犬の登録・予防注射を忘れずに

犬を飼い始めたら、必ず役場で登録手続きを行い鑑札の交付を受けてください。また、狂犬病予防注射についても、年1回必ず受けてください。

※飼い犬が死亡した場合や登録事項に変更があった場合も、町へ届け出てください。

■犬の放し飼いはやめましょう

犬は、柵やおり等のしっかりとした囲いの中やつないで飼うことが義務づけられています。また、散歩についても、不慮の事故を防止するためにリードを引いて行いましょう。

■猫は家の中で飼育しましょう

病気や迷子、交通事故、近隣住民の家や庭への侵入等を防ぐため、飼い猫は室内で飼育しましょう。また、みだりに繁殖することを防ぐため、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

■迷子札をつけましょう

迷子になったときのために、名札や犬の鑑札、マイクロチップ等を装着して、誰が飼い主であるかをわかるようにしましょう。

■犬のふんは必ず持ち帰りましょう

自宅で排せつをさせてから散歩に出かけましょう。また、シャベルや袋、水入りのペットボトルを持っていき、ふんは必ず持ち帰り、尿は洗い流しましょう。ふんが落ちていない美しい町は、みんなの願いです。誰もが住みよい町をつくりましょう。

■最後まで責任を持って飼いましょう！

飼えなくなった動物を「誰かが拾ってくれるだろう」という安易な気持ちで捨ててはいけません。犬や猫等の動物を捨てた人には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。

また、捨てられた動物は野良犬や野良猫となり、交通事故やごみ漁り、繁殖による増加等、さまざまな問題を引き起こします。その結果、周辺住民に被害が及び、人と動物がともに不幸になってしまいます。

こうした事態を避けるためにも、犬や猫等の動物を飼うときは、家族の一員として最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

【お問い合わせ先】
県動物愛護センター嶺南支所 ☎22－3747（二州健康福祉センター内）
町住民環境課（担当・山口） ☎32－6703

情報 BOX
Mihama Information

美浜町役場
〒919-1192　美浜町郷市 25-25
☎　0770-32-1111(代表)
FAX　0770-32-1115(代表)
HP　http://www.town.mihama.fukui.jp/

お知らせ

「ノーメディアデー」にご協力ください

「ノーメディアデー」とは、テレビやインターネット、ゲーム等、メディアの情報を一時的に切り離す日を設けることで、常に刺激を受けている子どもたちの心を穏やかな心にリセットするための取り組みです。

町では、人権教育研究会生活指導部会が主体となって、町内の小・中学校や保育園が取り組みを実施しています。

ご家族みんなでノーメディアデーの取り組みにご協力ください。

問 人権教育研究会（美浜西小学校）（担当・知場）☎32-0122

町内のエネルギー関連施設が国の「次世代エネルギーパーク」に認定されました

令和２年10月に県が申請した経済産業省資源エネルギー庁の「次世代エネルギーパーク」に、「きいぱす」や「若狭美浜インター産業団地太陽光発電所」等の町内５施設を含む嶺南地域のさまざまなエネルギー関連施設の集積が認定されました。今後、県では教育旅行や家族旅行の誘致につなげるため、観光資源を組み合わせた周遊ルートづくりを進める予定です。

■ 次世代エネルギーパークとは

次世代エネルギーパークとは、再生可能エネルギーや水素等の次世代エネルギーを実際に見て触れる機会を増やすことにより、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方について理解を深めることを目的とした計画を経済産業省資源エネルギー庁が認定するものです。

平成19年度から令和元年度までに、全国で64件が認定されており、今年度認定された２件を合わせて全国で66件となりました。

■ 認定名称

若狭湾次世代エネルギーパーク

■ 町内の認定施設

・エネルギー環境教育体験館きいぱす（丹生）
・若狭美浜インター産業団地太陽光発電所（山上）
・VPP・シェアEVステーション（松原）
・福井県園芸体験施設　園芸LABOの丘（久々子）
・美浜原子力PRセンター（丹生）

※その他、嶺南５市町で17施設が認定

きいぱす（丹生）

太陽光発電所（山上）

シェアEVステーション（松原）

※お問い合わせ先　県電源地域振興課　☎0776-20-0230
町エネルギー政策課(担当・山野) ☎32－6716

防災情報伝達システムを用いた全国一斉の
緊急情報の伝達試験を実施します

実施日時	情報伝達手段	放送内容
2月17日(水) 午前11時頃	屋外拡声子局 及び 戸別受信機	＜チャイム＞ 「これは、Jアラートのテストです。」（3回） こちらは、防災美浜町です。＜チャイム＞

注)当日は、美浜町以外の地域でも、全国一斉に伝達試験が実施されます。

※お問い合わせ先　町エネルギー政策課 防災・原子力対策室(担当・田村) ☎32－6716

病気等の子どもの預け先にお困りの方
病児・病後児保育施設をご利用ください

病児・病後児保育施設は、子どもの急な体調の変化やケガ等を理由に仕事を休めない保護者のために、かかりつけ医の診断により、子どもを一時的に預かり、その症状に応じた保育を行う施設です。

病気等の子どもの預け先にお困りの際は、敦賀市立敦賀病院東側に併設する敦賀市病児・病後児保育施設「はぴけあ」を、ぜひご利用ください。

■ 施設概要
敦賀市病児・病後児保育施設「はぴけあ」
（敦賀市三島町１丁目4-24、市立敦賀病院東側）

■ 利用日時　平日（月～金曜日）午前８時～午後６時

■ 対象児童
病気または病気の回復期にある、町内在住の０歳（6カ月児）から小学校６年生までの子ども

■ 対象疾患
発熱や消化不良症等、子どもが日常にかかる疾患、水痘や風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患、骨折等の外傷性疾患　等
※個別の症状によっては、預かりをお断りする場合があります。

■ 利用料金　１日2,000円／半日1,000円
※生活保護世帯、住民税非課税世帯、第３子以降の登録者、ひとり親世帯の場合は、利用料金が免除されます。

■ 利用手続き
①利用する日の前日または当日にかかりつけ医を受診し、診療情報提供書を記入してもらいます。
②事前に電話またはホームページから施設を予約します。
③利用日当日、施設に備え付けの申込書と診療情報提供書を施設に提出します。

【予約連絡先】
☎23-2723
URL:https://hapicare.byoujiyoyaku.com
QRコード

※お問い合わせ先　町健康福祉課(担当・北澤) ☎32－6704

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を働いている世代みんなで支え合おうという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金のポイント

● 将来の大きな支えになります
国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

● 年金は老後のためだけのものではありません
国民年金には、65歳から受け取りできる老齢年金のほか、若い方でも万が一のときに受け取り可能な「障害年金」や「遺族年金」があります。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

● 学生納付特例制度とは
学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限１年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

● 納付猶予制度とは
学生でない50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※お問い合わせ先　日本年金機構敦賀年金事務所　☎23－9904
町住民環境課（担当・石井）　☎32－6703

豪雪被害を受けた大野市に支援を行いました

1月8日から発生した豪雪被害への支援として、原子力災害時の町の広域避難先である大野市に支援物資等を届けました。

●支援内容
飲料・食料品　300セット、軽油100ℓ、カイロ300個、除雪機貸与1台

問 町総務課　☎32-6700

募集・申請等

空家マッチングツアーで案内する物件を募集します

NPO法人ふるさと福井サポートセンターでは、3月上旬に開催予定の「第18回空家マッチングツアー」で案内する物件を募集しています。

売買・賃貸可能な空家をお持ちの方や空家に関する相談を希望の方等、まずはご連絡ください。

問 NPO法人ふるさと福井サポートセンター　☎050-3565-5782

教室・講座・説明会等

もの忘れ相談会を開催します

●日時　2月26日（金）午後2時～3時
●会場　なびあす
●対象　町内在住で、物忘れや認知症について不安のある人またはその家族
●費用　無料
●定員　2人（要事前申し込み）

問 町健康福祉課（担当・藤木）　☎32-6704

子ども・子育てサポートセンターの催しをお知らせします

○育児講座
◆「音を楽しもう」
●日時　2月19日（金）午前10時15分～11時
●会場　はあとぴあ
●対象　町内在住の親子（定員15組）
●講師　日本ミュージックケア協会協会員 村上 英治 氏
●申込　2月1日（月）から12日（金）まで
◆「お母さんの気持ちに寄り添う絵本セラピー」
●日時　2月26日（金）午前10時30分～11時30分
●会場　はあとぴあ
●対象　町内在住の親子（定員10組）
●講師　子育てマイスター 松井 由起子 氏
●申込　2月1日（月）から19日（金）まで
○さくらんぼひろば
◆「節分会」
●日時　2月2日（火）午前10時45分～11時15分
●会場　子ども・子育てサポートセンター
●対象　町内在住の親子
●内容　節分にちなんだお話やゲームを楽しみましょう！

問 子ども・子育てサポートセンター（担当・河村）　☎32-0192

「創業・事業継承相談会」を開催します

○開業したいが、何からしていいかわからない。
○開業手続きはどうしたらいいの？
○第三者に事業を引き継いでマッチング相談がしたい！
○利用できる補助金が知りたい！

相談会では、こうした悩みや創業に関する課題全般に対応します。

すでに創業している方や事業を引き渡したい方もご相談ください。

●対象者　町内での創業に関心のある方（事業を引き渡したい方も大歓迎）
●日時　2月18日（木）午後2時～7時
●場所　わかさ東商工会 本所（若狭町中央1-5）
●相談者　外部アドバイザー、商工会経営指導員、金融機関担当者
●申込　申込書に記入の上、商工会までお持ちください。
※申込書は、商工会、町内金融機関、町産業振興課に設置しています。
●その他　面談は個室で実施し、守秘義務を順守します。

問 若狭東商工会 美浜支所　☎32-0121

まちウォッチング Watching

↓手拍子をしながらアカペラで歌う参加者

美声を響かせる

コーラスライン交流発表会

12月20日に、町内の合唱グループによる交流発表会が開催され、町内の6グループが参加しました。

同発表会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったさまざまな発表会の代わりとして、発表する機会を設けようと開催されたものです。

参加者らは、日ごろの練習の成果を発揮して、美しい歌声を響かせていました。

↓美しい混声合唱を響かせる参加者

↓拉致された当時の体験を詳しく語る地村さん

拉致問題を風化させないために

地村保志さん講演会

12月19日に、北朝鮮による拉致被害者の地村保志さんの講演会が、なびあすで開催されました。

また、講演会後には、拉致被害者の横田めぐみさんを描いたドキュメンタリー映画が上映され、参加した約80人が拉致問題に対する理解を深めました。

地村さんは、拉致問題の歴史的な背景や当時の状況等を詳細に語り、問題の早期解決を訴えました。

↓戸嶋町長にお礼の言葉を述べる上野分団長（写真中央）

美浜消防団第1分団に

消防ポンプ自動車を新配置

12月21日に、美浜消防団第1分団（町内全域管轄）に消防ポンプ自動車が配置され、美浜消防署で披露式が行われました。

今回の配置は、旧車両の老朽化に伴い、機動力の向上や消火活動の迅速化を図るために行われたものです。

第1分団の上野和行分団長は「災害発生時には、事態終息へ全力で取り組みます」と述べられました。

すこやか放送局

健康・福祉・子育てに関する情報をお知らせします。

大腸がんを見逃さない！

大腸がん予防のためにできること

食生活と定期検診

大腸がんは、ここ数十年で患者数が増加しています。国立がん研究センターがん対策情報センターの統計によると、部位別のがん患者数で最も多い部位は大腸がんとなっています。40歳代から患者数の増加が加速し、高齢者ほど多くなる傾向です。

また、高齢化に加えて「食生活の欧米化」も大腸がん患者数が増加している原因の一つと考えられています。

■リスクを高める生活習慣とは

大腸がんのリスクを高めるものとして、肥満や過度の飲酒、運動不足等の生活習慣があげられます。

また、長く潰瘍性大腸炎やクローン病にかかっている人、家族に大腸がん患者のいる人等は、大腸がんのリスクが高くなります。

■加工肉の食べ過ぎには注意！

ハムやソーセージ等の加工肉、牛肉や豚肉等の赤肉を多量に食べ続けると、大腸がんのリスクが上がることが分かっています。(一般的な摂取量であれば問題ありません。)

また、食物繊維の摂取量が極端に少ない人も要注意です。

大腸ってどんな臓器？

大腸は、食べ物の最後の通り道です。

小腸に続いて、右下腹部から大きく時計回りに回って肛門につながる長さは1.5～2mほどの臓器です。

大腸で水分を吸収することで、肛門に至るまでに固形の便になります。水分吸収が不十分だと軟便や下痢になってしまいます。

～食物繊維をとって大腸がんを防ごう～

食物繊維には、腸内環境を改善して便秘の予防や腸に関する病気の抑制をする効果があります。必要とされる量の食物繊維をとることは、意識して食事をしないと難しいといわれています。

例えば、生野菜のサラダばかりでは量がなかなかとれませんが、煮物や汁物等、火を通した料理にすることでかさが減ってたっぷり食べられます。

◎食物繊維を多く含む食品

- ごぼう、れんこん、にんじん等の根菜類
- さつまいも、さといも等の芋類
- 大豆、いんげん豆等の豆類
- おから、切干大根、雑穀　等

大腸がんは早期発見が大事！ 検診を毎年受けましょう！

大腸がんは、他のがんと比べて進行が遅く、早期発見ができれば完治する可能性が高いがんです。「なにか異変を感じたら受けよう」と思っていると、治療が間に合わないほど進行しているかもしれません。

家族と自分の健康ために、1年に1度、定期健診を受けて異常がないかチェックしましょう。

令和3年度の健診については、広報みはま3月号でご案内します。

※お問い合わせ先　町健康福祉課(担当･山内)　☎32－6704

冬場は意識して水分補給をしましょう

気温が低くなることもあり、夏に比べて冬は水分補給が少なくなりがちです。

体内が乾燥すると、ウィルスの侵入を防いでいる喉や鼻の粘膜が乾燥して痛みやすくなり、結果的にウィルス感染につながる危険性が増します。ウイルス感染のリスクを低減するためにも、冬でも意識的に水分補給をして適度に喉を潤しましょう。

■乳幼児の水分補給

乳幼児は、代謝が高く体内の水分量が多いため、大人と変わらない量の水分が必要になるといわれています。

喉の渇きを感じるとき、既に体内の水分は1～2%失われているといわれており、5%失われると吐き気を催す等の脱水症状が現れます。そのため、喉が渇いたと子どもが感じる前に、こまめにお茶や白湯を飲ませるようにしましょう。また、喉が渇いたと伝えられない子どもについては、周りの大人が気をつけて水分を飲ませてあげましょう。

■水分補給のポイント

昼寝の後や散歩、風呂あがり、汗をかいたとき等のタイミングにお茶や白湯を飲みましょう。

一度に飲む量が少なくても、何度も飲むことで一日あたりの水分摂取量が増え、必要な量を取ることができます。

食後にはお茶、のどが渇いたときにはお茶や白湯をこまめに飲むようにしましょう。また、牛乳やジュースは、食事に影響の少ない時間帯･量にする等して飲みすぎないようにしましょう。

例年に比べ、インフルエンザの流行はかなり少なくなっていますが、新型コロナウィルス感染症には、まだまだ注意が必要です。必要以上に怖がる必要はないのかもしれませんが、マスクや手洗い、うがいをこまめにする等、新しい生活様式を取り入れ家族みんなで予防に努めてください。

※お問い合わせ先　子ども･子育てサポートセンター　(担当･河村)　☎32－0192

おむつセミナーで正しい使い方を学ぼう

町では、要介護高齢者が慣れ親しんだ家庭や地域で快適に生活するため、また、介護者の負担を軽減するため、紙おむつ等の介護用品の支給やセミナーを開催しています。

■正しく使って快適な生活を

紙おむつは、使用者に適したものを正しく選び、効果的に使うことが重要です。快適な紙おむつの選び方や基本的な使い方を学ぶことで、介護負担を減らすことができます。

町では、介護用品の支給のほか「おむつセミナー」を開催して介護者へのアドバイス等を行っています。

今年度は、下記のとおり開催しますので、介護での排せつケアについて悩んでいる方はぜひご参加ください。

【ご家族のためのおむつセミナー】

- ●日　　時　3月5日(金) 1部 午後2時～
  2部 午後7時～
- ●会　　場　なびあす
- ●申し込み　町健康福祉課まで申し込み下さい

■セミナー参加者の声

・父がぐっすり眠ってくれるようになった。
・パットの使用枚数が減った。
・シーツまで漏れることがなくなった。

↑おむつセミナーの様子

※お問い合わせ先
町健康福祉課 地域包括支援センター
(担当･藤木)　☎32－6704

ふるさと昔よもやま話 (106)

美浜町のお正月行事
～福を招いてキツネを払う～

今年のお正月は、どのようにお過ごしだったでしょうか。例年とは異なる年越しだったという方も多くいらっしゃるのではないかと思います。しかし、変わらない新年の光景もありました。

「戸祝い」「キツネガリ」という行事をご存じでしょうか。町内で行われている新年を祝う伝統的行事の一つです。集落によって「ガリアイ」や「イワイマショウ」等、呼び方が異なるので、戸祝いやキツネガリという呼び方には馴染みのない方もいらっしゃるかもしれません。

この行事は現在、北田、坂尻、佐野、新庄、中寺の5集落で継承されています。また、美浜町を含む若狭地域で行われている事例が、包括的に「福井の戸祝いとキツネガリ」として、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されています。

この行事は、集落によって呼び方が異なるだけでなく、行われる日時や内容も異なっています。

戸祝いは、子どもたちが集落の家々を回り、戸口で祝い唄を歌うことで新年を祝います。家人は福をもたらしてくれたお礼として、お金やお菓子などを子どもたちに渡します。また、戸口で祝い唄を歌う際、地面をイワイヅチ（祝い槌）や竹で打つ集落もあります。

キツネガリは、名前のとおり子どもたちが狐を狩るという行事ではありません。坂尻区では、戸口だけでなく道路をイワイヅチで激しく打って、祝い唄を歌いながら区内を回ります。このようにして、集落に漂う悪いモノをキツネに見立て、集落の外に追い払います。つまり、集落全体の厄払いです。

元来、戸祝いとキツネガリは別の行事だったのですが、現在では招福と厄払いという二つの性格を包含した一つの行事として行われています。

戸祝いやキツネガリは、昭和期までは町内ほとんどの集落で行われていましたが、時代や生活様式の変化の中で、実施する集落は減少傾向にあります。それでも、子どもたちの唄は今年も確かに響きわたりました。必ずや地域に福を呼び込んで災厄を払ってくれたことでしょう。

歴史文化館では現在、第11回企画展「みはまのお正月を祝いましょう」を開催中です。当企画展では、戸祝いやキツネガリをはじめ、美浜町の新年行事で用いられた道具や実際の写真等を紹介しています。お気軽に足をお運びいただければ幸いです。

（美浜町歴史文化館）

↑坂尻区のイワイヅチ
（県立若狭歴史博物館所蔵）

文芸欄

俳句

水無月俳句会

松納してもコロナの収まらず
山田　世志男（佐　柿）

陽だまりに子等の声高雪の山
高木　キヨ子（新　庄）

娘嫁し幾年すぎぬ雛かな
宇都宮　真理（新　庄）

蕗味噌に思ひを馳せつ巡る土手
政岡　弘子（大　藪）

ひっそりと湖水の里は梅日和
野原　方子（久々子）

鉢植えの松に二日の残り酒
藤本　藤絵（新　庄）

金粉を少し揺らして年酒祝ぐ
楠　充代（佐　田）

ハートフル広場

慶弔

12/1～12/31 受付分
（敬称略）

◎ご誕生

氏　名	性別	父・母	住　所
山　本　旺汰（おうた）	男	清隆・聡栄	郷　市

◎ご結婚

氏　名	住　所
今　安　健　人　＆　（中　川）　美　綺	金　山

◎おくやみ

氏　名	住　所	年齢	届出人
早　川　俊　一	和　田	66	早　川　由美子
田　中　利　子	竹　波	86	田　中　辰　廣
知　場　節　子	日　向	81	知　場　克　幸
山　形　岩　夫	山　上	82	山　形　康　子
長谷川　ヒサエ	河原市	77	長谷川　茂　弘
今　村　　扶	佐　田	87	今　村　淳　子
柗　村　律　子	丹　生	93	柗　村　英　志
古　川　信　治	丹　生	95	水　野　敬　子
髙　橋　忠　藏	日　向	89	高　橋　善　一
竹　長　美代子	久々子	90	竹　長　　徹
野　原　ミチ子	新　庄	97	野　原　喜　一

※氏名に旧字体や俗字等が含まれている場合は、常用漢字で掲載しております。

わが家のアイドル

渡邉 拓矢さん・菜摘さん(日向)の次男

直矢（なおや）　ちゃん（1歳4ヶ月）

お魚とごはんとにぃにが大好き！
いつもイタズラをしてみんなを困らせてるよ♪
みんないつも遊んでくれてありがとう♡ これからもいっぱい遊んでね！

町人（まちびと）さん

新成人として成人式実行委員会実行委員長を務められた

瀬戸 このか さん（佐柿）

＊実行委員になったきっかけは？
地元にいたこともあり、誘っていただいて委員会に入りました。

＊苦労された点等ありましたか？
新型コロナの影響等もあり、普段とは違う形での実施となりました。無くなったレセプションの代わりに恩師からのビデオレターを用意する等、最大限楽しんでもらえるよう努力しました。

＊式を終えてみての感想は？
大雪や新型コロナ等の影響で多くの自治体が成人式を中止する中、美浜町では無事に実施できてよかったです。

広報みはま・ハートフルクイズ

（例）

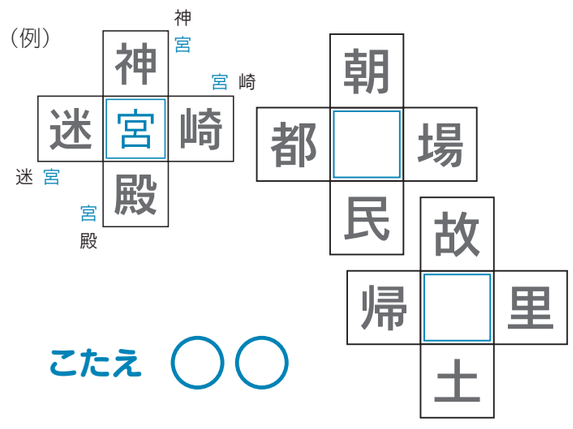

こたえ ○○

●応募方法
クロスの真ん中（2重枠内）に漢字1文字入れると4つの2文字言葉が完成します。
2つのクロスを解き、使った2つの漢字で美浜町の土地・地区・場所の名称をつくってください。
はがきに、答えと住所、氏名（お便りも大歓迎！）を書いて、「広報みはまハートフルクイズ」係（〒919－1192美浜町郷市25-25）まで送ってください。
メールで応募される方は、次のアドレスに送信してください。
【メールアドレス】
kouhou-mihama@town.fukui-mihama.lg.jp

【QRコード】

締切りは、2月10日(水)(消印有効)です。正解者の中から抽選で5人の方に記念品をお送りします。

●1月号の答え　興道寺
●応募者総数は12人で全員正解でした。当選の発表は、記念品の発送をもってかえさせていただきます。

広報みはま No.601
発行：美浜町　編集：まちづくり推進課　〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25-25
TEL.0770-32-6701 FAX.0770-32-1115
URL http://www.town.mihama.fukui.jp/ ✉ machidukuri@town.fukui-mihama.lg.jp

■くらしのカレンダー■

令和3年2月

1（月）	
2（火）	13:00～心配ごと相談(はあとぴあ) 13:30～「心の相談室」※障がい者(児)相談 (はあとぴあ)
3（水）	
4（木）	古紙（耳地区:河原市･南市･栄区を除く）
5（金）	
6（土）	
7（日）	
8（月）	
9（火）	13:00～心配ごと相談(はあとぴあ) 13:00～司法書士法律相談(はあとぴあ)
10（水）	古紙（北･南地区）
11（木）	建国記念の日 古紙（河原市･南市･栄区）
12（金）	10:00～1歳児教室(はあとぴあ) 13:30～育児学級(はあとぴあ)
13（土）	
14（日）	8:30～ごみ(可燃･生･不燃･資源)休日受入 (～12:00 エコクル美方)
15（月）	
16（火）	13:00～心配ごと相談(はあとぴあ) 13:30～「心の相談室」※障がい者(児)相談 (はあとぴあ)
17（水）	古紙（東地区）
18（木）	
19（金）	
20（土）	
21（日）	
22（月）	
23（火）	天皇誕生日
24（水）	10:00～ミニさくらんぼ(南西郷公民館)
25（木）	10:00～2歳児教室(はあとぴあ) 13:15～3歳児健診(はあとぴあ)
26（金）	
27（土）	
28（日）	8:30～ごみ(可燃･生･不燃･資源)休日受入 (～12:00 エコクル美方)

2月の納税［納期限 3/1(月)］　※納付は口座振替が便利です。
固定資産税（4期）、国民健康保険税（8期）

●イベント　●健康診査・検診　●子ども行事　●ごみ・資源回収
●行事の予定は、1月15日現在のものです。一部変更になる場合がありますので事前にご確認ください。
●　網かけの日は、役場はお休みです。
●　古紙は古紙回収日、後に続く（　）内は回収地区です。
●休日の当番医に関するお問い合わせ先　町役場 ☎32-1111（代表）　美浜消防署 ☎32-1190

人口の動き

人口総数　前月比
9,282人（－13）
男 4,558人（－ 7）
女 4,724人（－ 6）

世帯数
3,689世帯（－10）

令和3年1月1日現在

こんにちは まちづくり推進課です。

今月号では、令和3年の成人式を取材しました。今年は、新型コロナウイルスや北陸地方での豪雪等の影響により、成人式が中止・延期となる自治体が見られました。美浜町でも、感染症対策のため実行委員会主催のレセプションがなくなり、式典のみの実施となりました。

例年とは違う形での実施になりましたが、参加した新成人らは、友人との再会に笑顔がこぼれていました。

コロナ禍で暗いニュースが続いていますが、新成人の皆さんへのインタビューでは、自身の夢に向かってがんばる若者のエネルギーを感じることができました。取材にご協力いただきありがとうございました。また、新成人を迎えられた皆さん、おめでとうございます。（規）

▽表紙の写真

1月4日に、新庄田代地区で行われたカイロ講の様子です。この行事は、五穀豊穣と家内安全を祈り、区内の子どもたちが昔から伝わる祝歌を歌いながら区内の家々を回るものです。

子どもたちは、「今年の年は、めでたい年で…」から始まる祝歌を声を合わせて歌い、家の人からお礼のお菓子やお年玉を受け取っていました。